事務や計算が苦手！

時間がない！

取得価格？なにそれ？

推定価額で楽勝だわ～

15分でできる！

雑損控除 計算セット

所得税の雑損控除は、めんどくさい、計算がわかりづらい、と思われがちですが、
簡単に計算する方法もあります。
必要な資料を用意して、計算用紙のコメントに従って計算すれば、さほど時間をかけずに完成できます。
控除額の計算をして確定申告しておけば、状況次第ではこの先3年間、所得税と住民税がかからないかも！
めんどくさがらずに、やってみましょう。

作成者：税理士　浅原慎一郎　作成日：20230115

準備物

◇罹災証明書（まだ申請していない方は、忘れず申請しておきましょう）

◇固定資産税の通知書（築年月、構造、床面積が書かれています）

◇保険金の通知書

※税務署への申告の際に、被害箇所の写真があると証明力がアップします

自撮りじゃなくて
被災箇所をとってね

計算用紙の書き方（㋐㋑㋒の用紙）

⑴　㋐の用紙の枠で囲んだ部分について、５ページ以降を参考に、
必要事項を記入します

⑵　㋑の用紙の枠で囲んだ部分について、記入します

⑶　㋒の用紙の枠で囲んだ部分について、用紙のコメントを参考に、
㋐で出した金額を書き写しながら、計算します

㋐㋑㋒の用紙が完成したら、その他の申告に必要な資料をもって、
確定申告会場でスタッフさんとともに申告書を仕上げましょう！

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

ア

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損害年月日	・ ・	損害の原因	

住宅・家財等の損失額の計算

住宅の種類			住宅・その他（　　）	住宅・その他（　　）
住宅の区分			平屋・二階建・その他（　　）	平屋・二階建・その他（　　）
住宅の構造			木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他（　　）	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他（　　）
住宅の取得年月			年　月	年　月
住宅の床面積			㎡	㎡
被害の区分			全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 一部破損・床上浸水　cm・床下	全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 一部破損・床上浸水　cm・床下
浸水時間			24時間以上・24時間未満	24時間以上・24時間未満
土砂（海水）の流入			有・無	有・無
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1)以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	＿＿千円/㎡ × ＿＿㎡ ＝＿＿＿＿円	＿＿千円/㎡ × ＿＿ ＝＿＿
	(①・②)×0.9×償却率（＿＿＿）×経過年数（＿＿年）	③		
	被災直前の時価相当額（③－④）	④		
	損害額（④×被害割合（＿＿％））	⑤		
	保険金などで補てんされる金額	⑥		
	差引損失額（⑤－⑥）	⑦		
2 家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額（別紙から転記）	⑧		円
	(2) 家族構成別家財評価額（世帯主の年齢＿＿歳：夫婦・独身）	⑨		円
	(1)以外の場合 生計を一にする親族による加算額 大人（18歳以上の者）1人につき1,300,000円 子供（18歳未満の者）1人につき 800,000円	⑩	大人 1,300,000円×＿＿人＝＿＿＿＿円 子供 800,000円×＿＿人＝＿＿＿＿円 計＿＿＿＿円	
	被災直前の時価相当額（⑧＋⑩）	⑪		円
	損害額（（⑧・⑪）×被害割合（＿＿％））	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬		
	差引損失額（⑫－⑬）	⑭		
3 車両の損失額	普通・軽の区分		普通・軽	普通・軽
	取得年月		年　月	年　月
	車両の取得価額	⑮	円	円
	⑮×0.9×償却率×経過年数（＿＿）（＿＿年）	⑯		
	被災直前の時価相当額（⑮－⑯）	⑰		
	損害額（⑰×被害割合（＿＿％））	⑱		
	保険金などで補てんされる金額	⑲		
	差引損失額（⑱－⑲）	⑳		
差引損失額の合計（⑦＋⑭＋⑳）		㉑		

5、6ページの説明を見ながら、記入してみましょう

雑損失の金額の計算書

イ

（平成　　年分）　氏名

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	・ ・

申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳 イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額	A 原状回復のための支出額（ハ×30%＋イ）
原状回復のための支出				・ ・	円	円	円	円	円
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
	合計								

	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】
取壊し、除去等の費用				・ ・	円	
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
	合計					

ウ

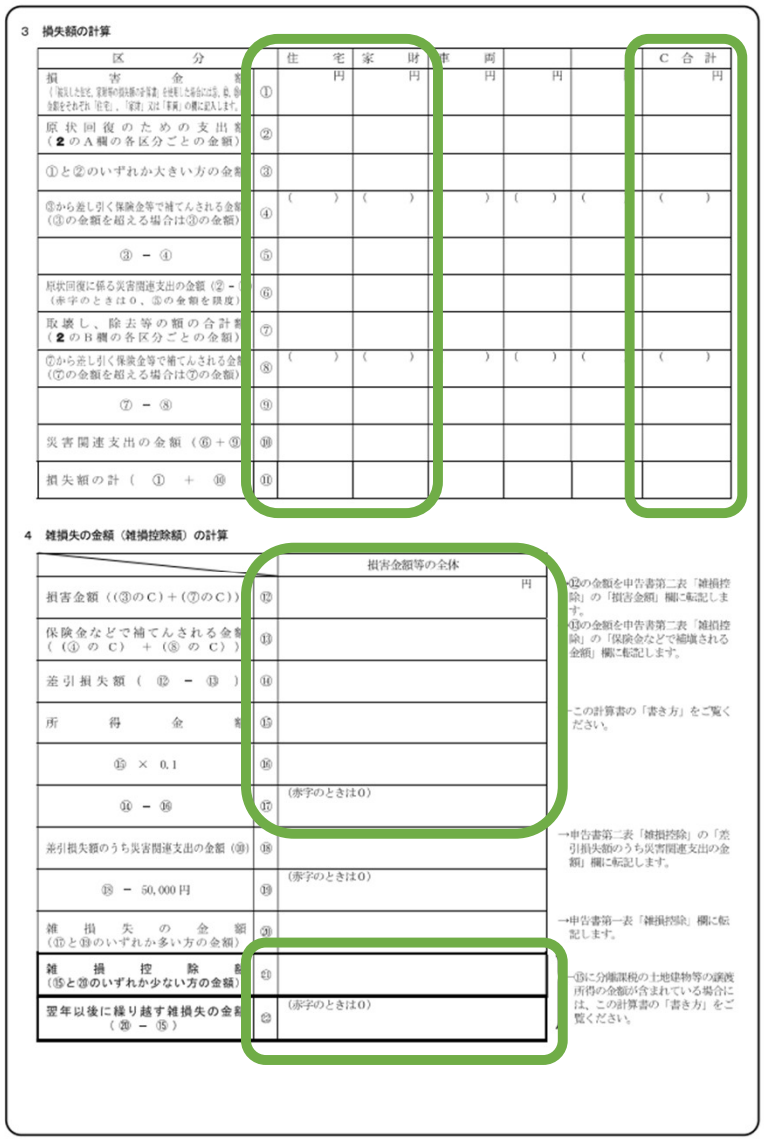

3　損失額の計算

区分		住宅	家財	事業			C合計
損害金額（「原因」と「区分」、「資産等の種類」が「住宅」と「家財」の場合には、損害金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「事業」の欄に記入します。）	①	円	円	円	円		円
原状回復のための支出額（2のA欄の各区分ごとの金額）	②						
①と②のいずれか大きい方の金額	③						
③から差し引く保険金等で補てんされる金額（③の金額を超える場合は③の金額）	④	（　）	（　）	（　）	（　）	（	（　）
③ － ④	⑤						
原状回復に係る災害関連支出の金額（② － ④）（赤字のときは0、③の金額を限度）	⑥						
取壊し、除去等の額の合計額（2のB欄の各区分ごとの金額）	⑦						
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額（⑦の金額を超える場合は⑦の金額）	⑧	（　）	（　）	（　）	（　）	（	（　）
⑦ － ⑧	⑨						
災害関連支出の金額（⑥＋⑨）	⑩						
損失額の計（①＋⑩）	⑪						

4　雑損失の金額（雑損控除額）の計算

		損害金額等の全体
損害金額（（③のC）＋（⑦のC））	⑫	円
保険金などで補てんされる金額（（④のC）＋（⑧のC））	⑬	
差引損失額（⑫ － ⑬）	⑭	
所得金額	⑮	
⑮ × 0.1	⑯	
⑭ － ⑯	⑰	（赤字のときは0）
差引損失額のうち災害関連支出の金額（⑩）	⑱	
⑱ － 50,000円	⑲	（赤字のときは0）
雑損失の金額（⑰と⑲のいずれか多い方の金額）	⑳	
雑損控除額（⑮と⑳のいずれか少ない方の金額）	㉑	
翌年以後に繰り越す雑損失の金額（⑳ － ㉑）	㉒	（赤字のときは0）

→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。
→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補塡される金額」欄に転記します。
←この計算書の「書き方」をご覧ください。
→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
←㉑に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。

まずは、左の欄のコメントに従って、
㋐のページで計算した金額を書き写します。

そのあと、コメントを参考に、マスに記入した金額を、比較したり差し引きしたりして、計算していけば完成です。

ごちゃごちゃ考えずに、まずはやってみましょう。簡単ですから。

わからなくなったら、近くにいる事務が得意な人に聞いてみましょう。

それでもわからなければ、税務署に電話だー！

清水税務署　０５４－３５５－２３６０
静岡税務署　０５４－２５２－８１１１

㋐の用紙の書き方 すべて推定価額で計算

【 住居部分について 】

① １㎡あたりの建築単価を記入する

② ①に住居の床面積を掛けて、住居の推定価額を出す

③ 耐用年数、経過年数を確認し、減価償却額を計算する
（推定価額×０．９×償却率×建てた日（買った日）から被災した日までの年数）

④ 罹災証明書の被害判定に従い、被害割合を決める
（浸水被害の場合には、浸水による被害割合を加算する）

⑤ 保険金額を記入する（ない場合は０）

あとは、用紙のコメントに従って、計算をしていきます

【 家財部分について 】

① 世帯主の年齢、家族構成、同居人（扶養親族）の人数から、
推定価額を出す　※家財では、減価償却計算は行いません

② 被害割合は、被害割合表の住居の計算で使った割合の右側にある
家財の被害割合の欄を使用する（浸水による被害割合の加算も同じ）

③ 保険金額を記入する（ない場合は０）

あとは、住居の計算と同様に、
用紙のコメントに従って計算をしていきます

計算した推定価額が、実態とはかけ離れた金額になるかもしれないけど、気にしないでね。
そういうものだから。

【参考資料】

（国税庁HPより抜粋）

地域別・構造別の工事費用表（1m^{2}当たり）【令和4年分用】

令和3年分はこちら

（単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
静岡	180	284	265	256

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注）　大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

「減価償却費」の計算について

減価償却費の計算は、次のとおりです。

減価償却費 ＝ 取得価額 × 0.9 × 償却率 × 経過年数（※）

（※）　1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

（注）　1　耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。

2　上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

被害割合表

（国税庁HPより抜粋）

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合 住宅	被害割合 家財	摘要
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	（倒壊に準ずるものを含む）				住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。なお、長期浸水（24 時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

上下2段に分かれている数字について、「土砂や泥の流入があったとき」は上段の数字、それ以外のときは下段のカッコ書きの数字を使います

【罹災証明書の判定結果のあてはめ】

○**一部損壊、準半壊** → 「**損壊**」欄の「**一部破損**」

○**半壊、中規模・大規模半壊** → 同じく「**半壊**」

○**全壊** → 同じく「**全壊・流出・埋没・倒壊**」

※浸水時の**被害割合の加算**も忘れずに

■災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

次の点にご注意ください

・この計算セットは、事務処理が苦手な被災者の方でも、雑損控除の制度に結びつけることで、少しでも被災者の生活再建に貢献することを目的に作成したものです。

・この計算セットで行う推定価額の計算は、住宅・家財の取得価格が不明な場合に採用される方法です。（契約書等の記録の水没、紛失の場合も、取得価格が不明な場合に含まれます）

・この計算セットでは、内容を簡素化するために、あえて車両の被害と災害関連支出の計算を行っていません。　よって、車両が被災していたり、多額の災害関連支出が発生する事例では、雑損控除額が少なく計算される可能性があります。

・この計算セットに書かれた内容は、令和４年１２月時点での法令に基づいています。

書き方の見本（サンプル事例）

自宅概要・・・令和２年７月に建築、木造　２階建て
総床面積は１２１㎡

被災状況・・・床上浸水（深さは床上４０センチ、泥の流入あり）
罹災証明書の判定結果は「半壊」

保険金・・・・建物の保険金が３００万
家財の保険金が１００万

家族構成・・・世帯主は４５歳
妻、小学生の子ども２人の４人暮らし